

# 地域型保育事業との連携にご協力ください

## 地域型保育事業とは？

0～2歳児を対象として、19人以下の受入定員できめ細かな保育を行う市の認可事業です。さいたま市には、以下の3つの種類の地域型保育事業があります。

事業の種類	定員	内容
家庭的保育事業	3～5人	少人数を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。
小規模保育事業	6～19人	
事業所内保育事業	19人以下 (従業員枠+地域枠)	企業が設置する保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。

## 連携施設とは？

地域型保育事業は2歳で卒園となるため、3歳以降の進級先となる**連携施設**を確保する必要があります。また、保育所と比べると定員が少なく、職員や施設面積も小規模となるため、連携施設から保育内容への支援や代替保育の提供を受けることが、保育の質の向上の観点からも重要となります。

### 連携施設の3つの役割

- ①保育内容への支援**・・・合同保育や園庭開放により集団保育の機会を設けたり、保育の適切な提供について相談・助言するなどの支援を行うこと。
- ②代替保育の提供**・・・地域型保育事業所の職員の病気等により保育を提供することが一時的に困難な場合等に、連携施設から職員を派遣したり、連携施設において保育を行うなど、代わりに保育を提供すること。
- ③卒園後の受け皿**・・・地域型保育事業所を卒園する児童の3歳児以降の進級先として、優先的に入園できる枠を確保すること。

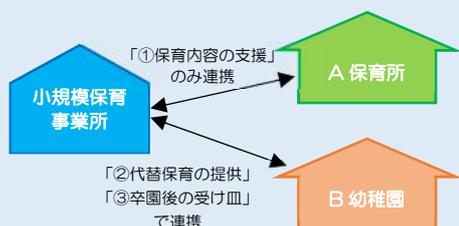
### Point

連携元となる地域型保育事業所と連携施設は、必ずしも全ての項目について連携を結ばなくてはいけないものではありません。

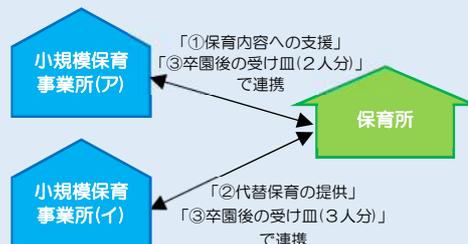
例えば、「①保育内容への支援」はA保育所と、「②代替保育の提供」と「③卒園後の受け皿」はB幼稚園と連携するなど、連携項目に応じて複数の連携施設を設定することも可能です。

また、連携先の施設が複数の地域型保育事業所の連携施設となることも可能です。

(例) 小規模保育事業所が複数の連携施設を設定する場合



(例) 連携先の施設が複数の地域型保育事業所の連携施設となる場合



※ 連携を結ぶ項目やその内容は、地域型保育事業者と連携施設との間で協議し、決定します。



## 連携施設になるメリット

### ◆継続的な園児の確保

地域型保育事業所の卒園児を受け入れることで、継続的に園児を確保することができます。

### ◆入園前の児童との交流

合同保育や園庭開放を通して、入園前の児童の様子を確認したり、自園の魅力を伝えるきっかけにすることができます。

### ◆地域の子育て環境への貢献

普段から交流のある施設が進級先として確保されていることで、保護者が安心して地域型保育事業所を選べるようになり、地域の子育て環境の充実に繋がります。

## 連携施設になるための手続き

### 1. 連携内容について事業者同士で協議

地域型保育事業者と連携施設との間で、連携協力の具体的な内容や方法、費用などについて協議する。

### 2. 覚書の締結

協議した内容に基づき、地域型保育事業者と連携施設との間で、「覚書」を取り交わす。

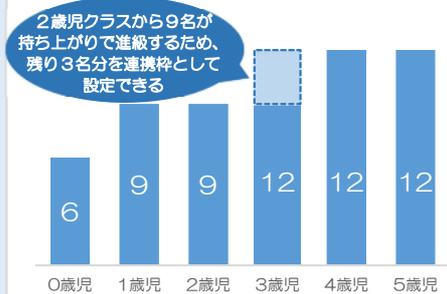
### 3. さいたま市への届出

地域型保育事業者から、「連携施設届出書」と「覚書の写し」をさいたま市へ提出する。

### 卒園後の受け皿の設定人数(連携枠)について

- 毎年確実に入園できる受入数を設定する必要があるため、原則、連携先となる施設の**2歳児定員と3歳児定員の差**の範囲内で設定してください。ただし、保育室の面積に余裕があるなど、3歳児を定員以上で受け入れできる場合は、利用定員の差以上の人数で結ぶこともできます。
- 連携枠は、覚書において「**〇名分**」又は「**〇名以上**」と定めます。「空きがある場合のみ受入」や「**〇名以内**」といった設定方法は適切ではありません。
- 卒園後の受け皿として設定していただいた連携枠については、通常の4月入園申込みよりも早期（例年7～9月頃）に、**卒園児のみを対象とした優先申込み**で入園者を決定します。
- 卒園児を対象とした優先申込みで連携枠が埋まらなかった場合は、通常の4月入園申込みの受入枠とすることができます。

例) 2歳児クラス定員が9人、3歳児クラス定員が12人の認可保育所が連携施設になる場合



さいたま市では、連携施設の設定にあたって円滑に協議ができるよう、「さいたま市地域型保育事業の連携施設の確保に関するガイドライン」を定めています。連携施設の設定についての詳細は、ガイドラインをご確認ください。

[さいたま市トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [育児・保育](#) > [保育所・保育サービス](#) > [保育施設運営者の方へ](#) > [地域型保育事業の連携施設の確保に関するガイドライン](#)

